FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

規制改革に向けた提言
〔2026年11月〕

一般社団法人　Fintech協会

2026年11月6日

(C) 2026 Fintech Association of Japan

Agentic金融時代の決済主権確保に向けた、A2A決済の振興と基準づくりの推進

【 課題 】

- AI・クレジットカード・ステーブルコイン等の浸透により、決済の「入口」「トラスト」「レール」「データ」が海外プラットフォームに集約され、銀行など本来の決済主権プレーヤーの存在感が低下する可能性
 - AIは決済体験の入口を押さえ始めている（商品選択→決済のUX、UIを確保）
 - カード国際ブランドや海外決済サービス提供者（Stripe等）はトラスト（不正加盟店排除、KYA: Know Your Agent、AIの決裁権限の保証）の仕組みをより強固にしつつある
 - ステーブルコインは決済のレール（全銀システム等）を中抜きする可能性。トークン化預金は銀行の主体性確保が可能であるが、関係機関間の調整が多い
 - これら全てにおいて、決済関連データの国内留保も課題
- 取引のたびに手数料負担（加盟店手数料、AIトークン消費、ガス代）が国外に対しても生じ、デジタル赤字の拡大要因
- Agentic Commerceでは多数の標準が上記関連の海外プレーヤーから提案されているが、すでに日本の存在感は乏しい
- 決済主権は経済安全保障上からも重要であるにもかかわらず、政府方針等で明示的に取り扱われていない

【 提案 】

1) 銀行口座を起点とするA2A（Account to Account）決済を政府方針に基づき官民で振興し、決済の「レール」と「データ」を国内に確保する
2) AIエージェントの安全な利用に向けて、A2A決済の標準API・利用者同意・認証認可・権限管理等の枠組みを整備する。これらをつうじて「入口」「トラスト」の部分も確保する
3) Agentic金融の基準づくりに日本が主導的に関与し、国際的なルール形成で後れを取らないようにする

(C) 2026 Fintech Association of Japan

AIエージェントの金融分野での健全な活用に向けたガバナンスの整備

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

【課題】

AI・デジタル改革推進会議は、2026年末までに「中間整理」としてAXの具体像、AI・デジタル改革原則、AX社会実装の加速化を取りまとめる予定であり、AIガバナンスの強化など残る論点は年明け以降に具体化される。金融分野のAIエージェントも、この流れに合わせて整理する時期にある（AI・デジタル改革推進会議）。

- 米国ではNIST傘下のCAISIが2026年2月に「AI Agent Standards Initiative」を開始し、標準化・セキュリティ・認証を検討している（NIST）。
- シンガポール金融管理局（MAS）は2026年10月7日にAIリスク管理ガイドラインを最終化し、第三者提供のAIを使う場合も金融機関が責任を負うとした。
 2027年にはエージェント型AIの追加ガイダンスについて金融業界と協議する予定である（MAS）。
- 日本では、金融庁「AIディスカッションペーパー第1.1版」（2026年3月）がAIエージェントの定義・ユースケースを示し、権限管理等を統合管理するプラットフォームの構築事例を紹介しているが、金融分野での権限範囲・説明可能性・責任分担の考え方は示されていない（金融庁）。
- AI活用で取引のスピードが上がる中、ルールメイキングにも機動性が求められる。

【提案】

1) 金融庁は同ペーパーで「AI官民フォーラムのような場」を通じて官民の議論を深めるとしているため、AIエージェントの実証・先行事例を官民で共有する場を設ける。ガイドラインは原則ベースとし、技術進展に合わせて定期的に見直す。

2) 金融分野のAIエージェントについて、次の考え方を示す。
 - 権限範囲：エージェントごとの操作範囲・取引上限、人の承認が必要な取引の基準
 - 説明可能性：判断と操作のログ保存と事後監査
 - 責任所在：利用者・金融機関・AI提供事業者の責任分担

(C) 2026 Fintech Association of Japan

外国にある事業者の生成AIサービスで個人データを処理する場合の個人情報保護法上の考え方の明確化

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

【課題】

- 人事労務・社会保険等の業務で、従業員情報等を生成AIで処理するニーズがある。
- 個人情報保護委員会（PPC）のQ&Aでは、クラウド事業者が個人データを取り扱わないこととなっている場合は「提供」に該当しない（Q7-53）。外国のサーバでも同様だが、外国の制度の把握と安全管理措置が必要とされる（PPC Q12-3）。
- PPCは2023年6月の注意喚起で、個人データを含むプロンプトの入力前に学習に利用されないこと等の確認を求めているが、具体的な方法・水準は示されていない。
- 外国事業者の生成AI API等を組み込む場合の当てはめは、判断要素が不明確である（例：学習に利用しない／一定期間後に削除／アクセス制限）。当てはまらない場合の「委託」「外国にある第三者への提供」（法28条）の対応水準も不明確である。
- このため事業者間で判断が分かれ、安全管理措置を講じた活用が進みにくい。

【提案】

典型的な利用形態ごとに、Q&A等で次を例示する。

1)　「提供」「委託」「外国にある第三者への提供」の判断要素

2)　事業者が確認・実施すべき事項（例：外的環境の把握、安全管理措置、本人への情報提供）

利用形態の例：API利用の有無／学習利用の有無／データ保存の有無・場所

(C) 2026 Fintech Association of Japan

AIエージェントにおけるデータ利活用の前提となる金融API連携環境の整備推進、税法におけるクレジットカード明細のデジタルシームレス対象化

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

【課題】

- AIエージェントが金融データを利活用して家計管理・会計税務等の支援を行う場面では、利用者の同意に基づき、安定・継続的にデータを取得できる接続環境が前提となる。
- 銀行分野では、銀行法に基づく電子決済等代行業の登録制や、銀行によるAPI方針の公表等の枠組みが整備されている一方、クレジットカード・電子マネー・証券・保険等の金融分野にはAPI提供を義務付ける法制度がなく、提供は事業者の判断に委ねられている。
- そのため、金融データの利活用は、安定・継続的な接続が困難なWebスクレイピングへの依存が残っている。一方、銀行API接続についても、個別契約やコスト等の実務課題が指摘されている。その結果、個人の資産運用・家計管理の自動化や、中小企業の会計税務のバックオフィス効率化の妨げとなっている。
- また、中小事業者においては、事務負担の軽減や資金繰りの観点から事業用クレジットカードによる経費支払が普及してきた。令和7年度税制改正により、取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）を推進するため、一定の電子取引データを自動連携する会計システム等に係る要件が整備された。しかし、金融APIに係るデジタルシームレスの対象データは銀行API連携のみであり、クレジットカード利用明細のAPI連携データは対象外となっている。

【提案】

1) クレジットカード、電子マネー、証券会社等を含む包括的な「金融データ連携基盤」の整備を政府主導で推進し、主要事業者に対する業界横断的な標準APIの接続・開放を義務付けまたは強力に促進する。あわせて、AIエージェント等の新たな利用者による接続も想定した、利用者同意・認証・権限管理の枠組みを整備する。

2) 銀行の入出金明細同様、改ざん防止措置が講じられた形で連携されるクレジットカードの利用明細データを、税法上のデジタルシームレス制度の対象データに加える。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

ステーブルコインの金商法・税制上の「金銭」同等扱いの明確化等

【 課題 】

- 金融商品取引法上、ステーブルコイン（電子決済手段）での集団投資スキームへの出資は「金銭」とみなされていないが、ステーブルコインで投資をすれば金融商品取引法の規制を受けないとの潜脱的なスキームが横行してしまうリスクがある。
- 税制上も、ステーブルコインを用いる場合、合同運用信託の定義（所得税法2条1項11号、法人税法2条26号）に該当せず、合同運用信託としての課税上の取り扱いが損なわれるリスクがある。
- その他、ステーブルコインを給与払い、公金の支払い等に活用していけるか、現時点では議論が必ずしも深まっていない。

【 提案 】

1) 金融商品取引法上、ステーブルコインでの集団投資スキームへの出資を「金銭」とみなす規制の見直しを行う。
2) 税制上の「合同運用信託」の定義における「金銭」に、ステーブルコインも含める。
3) 上記以外にステーブルコインを金銭同等のものとして活用し得る場面を横断的に検討し、必要な法令上の対応を順次実施していく。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

第二種資金移動業（100万円上限の緩和）

【 課題 】

- 現在の第二種資金移動業者は、決済、送金、賃金デジタル払い、ステーブルコイン発行など様々なデジタル経済基盤へと成長している一方で、現行の１件100万円という送金上限が、昨今の急激な円安や物価高の進行、B2B決済の拡大という経済実態と見合っておらず、成長領域における取引円滑化の阻害要因となっている。
- その結果、送金の分割や銀行送金への切替え等によるユーザーの手続きコストの増大と利便性低下だけではなく、不正検知の複雑化が生じ、AML/CFTの実効性低下を招いている。
- また、第一種資金移動業の滞留規制は令和7年の資金決済法改正において一定程度緩和されたものの、依然として厳格であり、第二種資金移動業者が第一種資金移動業に移行する実務上のハードルは高い。

【 提案 】

1) 第二種資金移動業創設時からの物価・為替変動を勘案し、第二種資金移動業者の送金上限を一律200万円に引き上げる。
2) 基本的な上限引き上げに加え、厳格な取引先確認等を前提とした法人間送金に対する別枠の設定などリスクベースでの上限引き上げを検討する。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

第二種から第一種資金移動業への資金振替規制の緩和

【 課題 】

- 2026年6月施行の改正で二種から一種への資金振替が一部解禁されたが、ガイドライン上、二種口座にわずかでも滞留期間を超えた資金があると振替が不可となる。100万円超の高額送金を行う際、一度銀行口座へ出金して一種口座に再入金する極めて不便な手続が強いられている。

【 提案 】

1) 二種口座の100万円超の残高について一種相当の厳格な保全措置を講じている限り、二種から一種口座への自由な資金振替を認めるようガイドライン等を改正し、高額送金の実効性を担保する。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

給与デジタル払いにおける資産保全要件の見直し

【課題】

- 給与デジタル払いにおける資産保全要件は、①給与が実際に入金される前から保全が求められる、②口座枠上限まで保証が求められる、等の理由により、実際の給与入金額に対して過大になっている。
- また、資金決済法による資産保全に加え、労基法関係法令に基づき即時払いのための保証が求められる（二重の保証）。
- 加えて、６営業日以内の確実な弁済とその為の平時の体制構築など、保証機関に求められる負担が大きく、対応可能な保証機関が限定的となっている。
- 上記の厳格な資産保全要件が高いハードルとなり、新規事業者の参入が起こらず、活用も進まないのが現状。

【提案】

1) 常に上限額満額を保全しなくとも、未達債務額の保全を許容することで、事業者の財政負担は軽減され、かつ適切な保全が実現可能となる。
2) 令和7年改正資金決済法の施行により導入された新たな保全方法を利用することで、速やかな弁済が可能になったため、二重の保証については撤廃する。
3) 6営業日以内の弁済要件は他の資産保全方法と比べても過大であり、見直しを行う。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

ファンド型クラウドファンディングにおける訪問・電話勧誘規制の見直し

【 課題 】

・ファンド型クラウドファンディング（CF）について、インターネット完結で投資申込みを受け付ける類型の場合、法人の特定投資家を除き、投資家に対して訪問又は電話での勧誘を行うことは自主規制により禁止されている。

・ファンド型CFにおいて訪問・電話による勧誘規制があるために、例えば、個別商品の案内を行わず本来であれば勧誘に該当しない一般的なスキーム説明のセミナーの開催や同一事業者による同一投資家への対面サービスからクラウドファンディングサービスへの案内等について、規制抵触の疑義を向けられ得ることを懸念して、萎縮する動きが一部の事業者において見受けられる。

【 提案 】

1) 当該規制は第186回国会衆議院財務金融委員会の附帯決議を踏まえたものとされるが、ファンド型CFについて、訪問・電話を行ったとしても、最終的にはインターネットで投資申込みを受け付けるのであればリスクは限定的であるため、当該規制の見直しを行う。
2) 少なくとも、すでに解禁されている法人の特定投資家について、具体的な弊害が生じているか調査を行い、なお規制を継続すべき立法事実があるかを検証する。
3) 規制該当/非該当性をより明確にするため、セーフハーバーの明確化を行う。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

ノンバンク社債法の登録要件（資本金10億円）引き下げ及び登録制の見直し

【 課題 】

- 貸金業者が社債で貸付資金を調達するには、ノンバンク社債法に基づく登録が必要であり、資本金10億円以上、貸付審査業務に3年以上従事した者2名以上の要件を満たす必要があるが、ベンチャーデット（スタートアップ向け融資）をリードする新興プレイヤーにおいては、資本金10億円の要件充足が難しい。

- ノンバンク社債法上の登録制度についても、規制施行から四半世紀が経ち、社債をめぐる制度整備が進んだ現在においては、過剰な規制となっている。

【 提案 】

1)　資本金規制について1億円程度まで引き下げを行う。

2)　登録制度について、開示規制を維持した上で、見直しを行う。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

プロ向け貸付け（シンジケートローン等）に係る貸金業規制の柔構造化

【 課題 】

- 外国金融機関等が日本国内で組成されるシンジケートローンに参加しようとする場合、貸金業登録が必要であるが、取引頻度等に照らして貸金業登録・維持の負担が過剰となっている結果、外貨の供給力を有する外国金融機関等の参画が抑制されている。
- シンジケートローンにおけるアレンジャーフィー等がみなし利息の対象となり得るとの懸念が、大型M&A・大口調達におけるシンジケートローンの組成積極化に対してハードルとなっている。

【 提案 】

1) 借入人を「大企業等」（コミットメントライン法の借主の範囲をベース）とするシンジケートローンについて、一定の要件のもとで外国金融機関等がライセンスなしで参加できるよう貸金業規制を柔構造化する。
2) シンジケートローンにおけるアレンジャーフィー・エージェントフィー・コミットメントフィー等について、利息規制に該当しないことを立法において明確化する。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

会社法制の見直しにおける機動的なM&Aと濫用的な権利行使への対応

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

【課題】

- 法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会では、要綱案の取りまとめが進んでいる。バーチャルオンリー株主総会、実質株主の確認、株式交付での子会社の追加取得、現物出資の検査役調査の省略は、要綱案のたたき台に盛り込まれたところ（部会資料17、第19回・令和8年10月28日）。
- 一方、Fintech協会が参考人として提言した次の事項は、まだ結論が出ていない（提言資料、第13回・令和8年4月15日）。
 - **株式交付の買取請求権**：上場会社の株式交付親会社の反対株主の買取請求権を認めない案。買取請求により数億円単位の不測の現金支出が生じ、M&Aを断念しかねない。経済産業省も、市場売却の機会が確保されている上場会社等を適用除外とすることが望ましいとして、中長期的な課題としての検討を求めている（部会参考資料38）。
 - **株主提案権**：個数要件（300個）は企業規模に対して低く、不適切な行使が続いている。1%未満の株主の提案は平均賛成率7.9%で、提案権行使2,101件のうち可決は1例のみ（提言資料が引用する補足説明p.104～105）。要件の見直しは要綱案のたたき台には含まれず、今後議論とされる。
 - **臨時株主総会の招集請求**：部会は議決権割合を3%から5%へ引き上げる案を検討しているが（部会資料16）、保有期間の要件は示されていない。
 - **業務執行事項の議題**：個別資産の売却や事業撤退が、定款変更の形式で株主提案の議題とされている。部会はA案・B案を検討中で、結論は出ていない（部会資料16）。
- 取締役会議事録の閲覧謄写請求は、許可不要の会社類型では請求目的の明示や拒絶事由の定めがなく（会社法371条2項）、会計帳簿の閲覧請求に拒絶事由が法定されている（同433条2項）のと差がある。

【提案】

1) 上場会社である株式交付親会社の反対株主の買取請求権を撤廃する。
2) 株主提案権の個数要件（300個）を廃止し、議決権1%以上などの保有割合要件に一本化する。要件未達や不適切な行使は、受理拒否や少数株主権の一定期間の停止とする。
3) 臨時株主総会の招集請求要件を、「3%以上・6か月保有」から「5%以上・1年間保有」等へ引き上げる。
4) 取締役会の権限に属する業務執行事項は、定款変更の形式でも株主提案の議題にできないことを明文化する。
5) 許可不要の会社類型における取締役会議事録の閲覧謄写請求について、請求目的の明示を求め、目的が不当な場合等の拒絶事由を明確化する。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

反社会的勢力情報に係る公的照会・判定制度の対象事業者拡大

【課題】

- 警視庁等の反社データベース直接照会は銀行・証券等に限定されており、資金移動業者や暗号資産交換業者等は民間DBや個別検索に依存している。オンライン金融サービスの即時性が求められる中、照会精度・コストに不均衡が生じ、AML/CFTおよび反社排除の実効性に課題がある。

【提案】

マイナンバーを直接利用せず、公的個人認証サービス（JPKI）等の本人確認基盤を活用し、反社該当性の「判定結果」のみを安全に返す公的照会制度を構築し、Fintech企業へ対象を拡大する。具体的には以下の措置を求める。

- 照会対象の拡大と法的根拠整備：資金移動業者・暗号資産交換業者等を公的照会対象に加え、法令上の根拠を整備する。
- 安全で実効性のある仕組み：二段階方式（判定結果のみ返却）、ハブ機関設置、JPKI＋IC顔画像照合による当人認証強化、法人・継続照会への対応。
- 適正利用と事業者保護：利用目的の限定・監査義務化、適切に照会を行った事業者に対するセーフハーバー規定（注意義務履行とみなす）の設置。
- 段階的導入：リスクの高さと体制の整った業態（第一種資金移動業者等）から試行し、順次対象を拡大。

上記により、業態を跨いだ反社排除・AML/CFT水準の底上げ、および即時・高精度な審査とコンプライアンスコストの適正化、利用者が安心してサービスを利用できる環境の整備と、次回FATF相互審査を見据えたわが国のマネロン対策の実効性向上等の効果が見込まれる。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

金融サービス仲介業の利活用に向けた制度見直し（金サ法5年見直し）

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

【課題】

- 金融サービス仲介業は2021年11月に、イノベーションを促進し、利便性のより高い金融仲介サービスを実現していく観点から、縦割り規制を排し、多種多様な金融商品・サービスをワンストップで提供する業種として創設された。現状、顧客の利用・事業者の参入は進んでおらず、創設の趣旨が実現されているとは言い難い状況にある。
- 主な原因：「高度に専門的な説明を要する」商品の取扱制限が広範に課され／既存の仲介業者の業規制がほぼそのまま準用されていること
- 出典：日本金融サービス仲介業協会「金融サービス仲介業の利活用に向けた要望」（2026年6月22日）

【提案】

特にリスクが高く高度な専門的説明を要する商品を除き、取扱範囲を拡大する。あわせて、業規制を媒介業の特性に応じて見直す。

- **保険**：終身保険（死亡保険）、火災保険、法人・個人事業主向け保険（D＆O保険、GLTD保険、組込型保険等）の取扱いを解禁し、ネット販売も可とする。保険金の上限額（生命1,000万円、第三分野600万円、損保2,000万円）は撤廃または引き上げ。
 ※ 現行制度では、事実上保険を取扱うことができず、保険会社及び事業者は、乗合代理店の選択しかできない不公平な競争環境となっており、公平な競争条件の確保（提案事項の実現）が中長期的には顧客利益の向上に必要不可欠。
- **銀行**：個人向けカードローンの取扱いの解禁、外貨預金の取扱制限（外貨のまま出金・送金できるもの）の撤廃。媒介先に政府関係金融機関（日本政策金融公庫等）を追加。事業者向け貸付に係る制限は撤廃。
 ※ 政府関係金融機関の追加、貸付制限の撤廃は、スタートアップ企業、中小企業等への成長資金の供給拡大、資金繰り支援に必要不可欠。
- **貸金**：預金等媒介の貸付媒介と貸金業貸付媒介のルールを統一・統合。貸金業貸付媒介の業務経験要件（常務役員3年、営業所の常勤役職員1年）の撤廃
- **証券**：貸付型ファンド、受益証券発行信託セキュリティトークンの取扱いを解禁 （上場要件の撤廃）。投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介に係る取扱制限は撤廃。契約締結前交付書面は証券会社等の交付で足りるものとし、契約締結時交付書面の交付義務の撤廃。
- **信託**：信託媒介業務の追加、信託商品の取扱いの解禁。
- **横断**：顧客情報の業務横断的な利活用に向けた同意要件の見直し。銀行の更新系API、証券・保険・資金移動業・クレジットカード等のAPI連携の官民検討。金融機関指向型の保証金供託義務の免除、手数料等の開示義務の廃止。「三つの防衛線」の体制整備の柔軟化。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

制度運用・商習慣の改善要望

法令の改正にとどまらず、運用・慣行の見直しも規制改革推進の対象として、
業界横断で標準化・改善等を進めるべき事項

(C) 2026 Fintech Association of Japan

指定納付受託者の指定手続に係る自治体間の標準化と事務負担の軽減

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

【課題】

- 公金のキャッシュレス納付は、住民の選択肢の拡大と収納事務の効率化に資する。総務省も、私人委託・指定代理納付者から指定納付受託者制度への早期移行を求めている（総務省通知 令和3年4月1日 総行行第92号）。
- 指定は事業者が自治体の長に申出書を提出して行い、記載事項に「その他長が必要と認める事項」が含まれる（同通知）。申請書式・添付書類・指定期間・更新手続は、自治体ごとに定められている。
- 複数の自治体で提供する事業者には同種の手続が繰り返し発生し、自治体にも審査事務が生じる。全国約1,740の市区町村があり、小規模自治体を中心に導入が進みにくい要因の一つとなっている。
- （参考）入札参加資格審査手続でも、自治体ごとに異なる申請項目の共通化が規制改革推進会議で議論され、総務省による全国共通システムの整備に向けた検討が進められている（総務省資料、答申）。

【提案】

1) 総務省が、指定申請の標準的な様式・添付書類・審査項目の参考例を示し、自治体の任意の活用を促す。
2) 電子申請の受付、指定期間（更新頻度）の設定等の好事例を共有する。
3) 他自治体に提出済みの書類の活用、都道府県と市町村の共同手続など、自治体の判断で事務を共通化できる方策を検討する。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

中小企業のクラウドツール導入時の資金負担を平準化する補助金運用の見直し

【課題】

- 中小企業の業務用ITツールは買い切り型からクラウド型へ移行している。初期投資を抑え、利用料を月・年単位で支払うことで資金負担を平準化しつつ、最新機能・セキュリティ・AI機能を利用できる。
- デジタル化・AI導入補助金2026では、クラウド利用料を最大2年分まで補助対象にできるが、補助事業期間は交付決定日から6か月間程度で、補助金は事業完了後の実績報告を経て交付される。そのため、複数年分を補助対象とする場合は、事業期間内に対象期間分の利用料の支払を完了する運用となっている。
- 手元資金に余裕のない中小企業は、一時的な資金負担を理由に複数年分の申請を見送る、または対象期間を短くする場合があり、クラウド型の資金面の利点が活かされない。

【提案】

1) 複数年分を補助対象とする場合、利用企業の選択により、年単位の支払・実績報告と、それに応じた補助金の分割交付を可能とする仕組みを検討する。
2) 年単位の実績報告を、ペーパーワークとならないよう効果的・効率的に行うことで継続利用を確認し、適正執行（不正防止）と、導入後の定着・効果把握を図る。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

法人の税務手続における国税・地方税の連携強化

【 課題 】

- 国税はe-Tax、地方税はeLTAXと、別のシステムで運用されている。
 法人設立・異動届の一元化や財務諸表の添付省略、源泉徴収票のみなし提出（2027年1月～）など連携は進んでいるが、対象は一部の手続に限られ、同種の情報を個別に提出する場面が残っている。
- 2026年9月24日のeLTAX更改で、GビズIDによるログイン機能が実装された一方、国税と地方税で手続ごとの入力・提出がそれぞれ必要な場面は残っている。
- ログイン手段・操作方法の違いは、専任の経理担当者を置かない中小企業・小規模事業者にとって、習熟・管理の負担となる。

【 提案 】

1) GビズID等による認証手段の共通化と、ワンストップサービスの対象手続の拡大を進める。
2) 源泉徴収票のみなし提出のような「一度の提出で国税・地方税の双方に情報が共有される」仕組みを、他の届出・申告にも広げる（ワンスオンリー）。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

改正旅費法の趣旨を踏まえた旅費の支払・精算実務の円滑化

【課題】

- 令和7年4月施行の改正旅費法等により、旅行代金の直接支払や法人カード等による支払が可能となった。
- 航空券等は予約から出張の実施までが長く、精算時期に合わせた請求時期の調整を求められる等の運用があり、決済事業者側で長期間の立替えや個別の手作業が生じている例がある。
- SEABISは出張単位の一括精算を前提としており、完了した経費から順次精算する運用は取りにくい。旅行終了日から支払日までは全府省平均で約35日であり、SEABISの見直しも進められている（旅費業務プロセスの改善方針 令和5年9月）。
- 官民双方に事務負担が残り、効率化の効果が限定的となっている。

【提案】

1) 予約・購入時点での請求・支払が可能であることを、標準マニュアル等で運用上明確化する。
2) SEABISの改修・次期システムで、部分精算・順次精算の機能を検討する。
3) 各府省の運用実態を把握し、好事例を共有する。

(C) 2026 Fintech Association of Japan

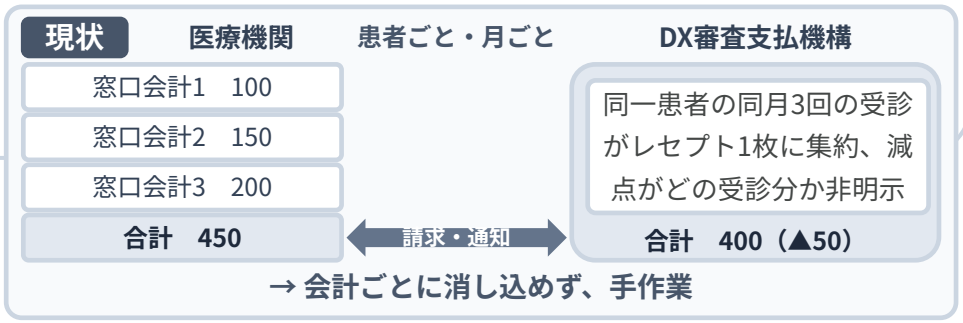
診療報酬債権の入金消込の自動化（審査支払データとの突合）による生産性向上

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

【課題】

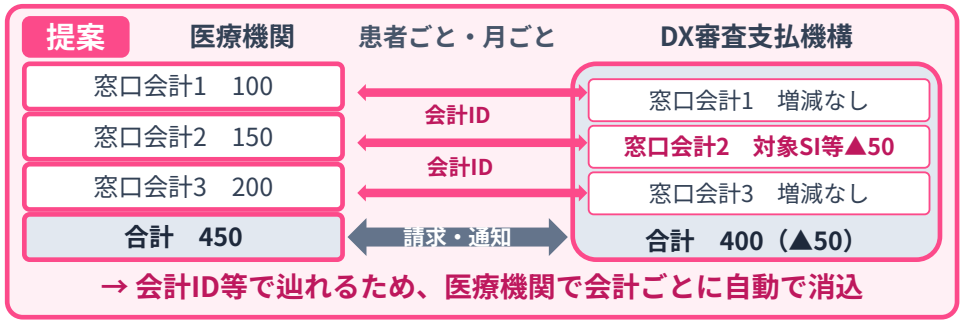
- 厚生労働省は医療機関の事務的業務（会計・財務・経営等）の省力化を進めており、事務部門を含むICT機器等の導入支援事業も実施されている（省力化投資促進プラン（医療） 令和7年6月13日、医政発0213第22号）。
- 診療報酬は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（通称：DX審査支払機構）から入金される債権で、審査により医療機関からの請求額と実際の入金額に差異が生じる。DX審査支払機構から返却されるデータ（増減点連絡書・支払額決定通知等）の単位が、医療機関の会計単位と一致しない場合があり突合が難しい。令和6年10月以降、電子データでの還元が標準化しているが、院内での会計・債権管理との突合までは自動化されていない。（厚生労働省）。
- このため、**医療機関は差異の特定と入金消込を主に医事担当職員が手作業**（※）**で行っており事務負担が大きい**。債権の実態把握が遅れ、資金繰り・予実管理にも影響。ICT導入支援も、消込に使えるデータが整わなければ、事務負担の軽減は限定的となる。

※DX審査支払機構からの振込額（当月分＋再審査分＋返戻再請求分＋過誤調整）と、窓口会計（レセプト明細）を結ぶキーがなく、職員が複数帳票の突合を実施



【提案】

1) 請求データと増減点・返戻・支払決定データについて、**窓口会計とレセプトを紐づける会計IDなどのキーによって、機械的な突合を可能**とする仕様への見直しを検討する。
2) 審査単位（レセプト単位）は変更せず、診療報酬改定ごとの記録条件仕様・帳票様式の改定等の機会にデータ項目の追加等で段階的に実施する。
3) これにより会計単位での債権管理（入金消込）が可能となり事務作業の効率化だけでなく、資金繰り予測にも機械可読なデータ形式が資することになる。



(C) 2026 Fintech Association of Japan

その他の要望紹介

- **金融サービスにおける生成AIを用いた広告・勧誘**：事後モニタリングや重要局面での人の関与を前提に、生成AIによる顧客への情報提供・勧誘の運用方針の明確化を求める。
- **短期滞在の外国人材の銀行口座開設**：インターン等の短期滞在の外国人材が給与受取り用の銀行口座を開設できるよう、受入れ企業の身元証明を条件とした運用のばらつきの整理を求める。
- **税務・行政手続における和暦・西暦の表記**：様式により和暦・西暦が混在し、入力やシステム連携の誤りの原因となるため、和暦を維持しつつ西暦を併記する、またはデータ上は西暦を保持することを求める。
- **電子レシートの普及に向けた環境整備**：電子帳簿保存法・インボイス制度上の取扱いを整理したガイドラインの提示と、標準仕様の普及を求める。
- **景品表示法における総付景品の上限引き上げ・合算規制の見直し**：物価高等を踏まえた総付景品の上限引き上げ（2026年6月29日答申2-4-ト、令和9年結論予定）の検討と併せ、複数のキャンペーンやポイント還元を実施する場合の合算規制の緩和・簡素化を求める。

(C) 2026 Fintech Association of Japan